

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 4 月 21 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500599号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1600004号

第1 結論

昭和52年12月から昭和55年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年12月から昭和55年3月まで

私は、帰化申請の手続時に、法務局から国民年金保険料の未納分を納付するように指導されたため、昭和52年12月から昭和55年3月頃までの間に、国民年金の加入手続を区役所で行った。

請求期間の国民年金保険料は、私が、加入手続後に送付されてきた納付書により区役所でまとめて納付し、領収証書の原本を法務局に提出したが、納付した保険料額については覚えていない。

請求期間の国民年金保険料を納付したはずなので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、帰化申請の手続時に、法務局から国民年金保険料の未納分を納付するように指導されたため、昭和52年12月から昭和55年3月頃までの間に、国民年金の加入手続を区役所で行ったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和60年6月頃と推認され、請求者の主張する時期と一致しない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料を加入手続後に送付されてきた納付書により区役所でまとめて納付したと主張しているが、請求者が所持する年金手帳において、国民年金の「はじめて被保険者となった日」は、「昭和60年5月8日」と記載されており、当該資格取得日前に国民年金被保険者資格を有していた形跡も見当たらないことから、請求者は、当該期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、別の手帳記号番号が払い出されて

いた形跡は見当たらない。

加えて、請求者の改製原戸籍の記録によると、請求者が帰化したのは、昭和 56 年 4 月 * 日であることが確認でき、制度上、同年 12 月以前は外国人は国民年金の適用除外であったことから、請求者は、請求期間において、国民年金に加入することも、国民年金保険料を納付することもできない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500563号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600006号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日並びにB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年10月1日から昭和56年5月1日まで
② 昭和56年5月1日から昭和57年1月1日まで

請求期間①について、私は、C市D地区にあったA社で配送担当者として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

請求期間②について、私は、C市E地区にあったB社でF商品の販売担当者として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

いずれの期間も、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、請求期間の厚生年金保険被保険者資格記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の加入記録から、請求者が当該期間のうち一部の期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、事業主の連絡先が不明であることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、請求者は、請求期間①当時の同僚について記憶しているが、姓のみであり、当該同僚の特定ができず、照会が行えないことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

さらに、請求者がA社の所在地とする地域を管轄する法務局に、A社及び当該名称に類似する法人について照会したが、該当する法人は見当たらないとの回答があり、当該事業所を確認することができない。

請求期間②について、事業主の回答から、期間は特定できないものの、請求者はB社に勤務

していたことがうかがえる。

しかしながら、事業主は、請求期間②当時の人事記録や賃金台帳等の資料を保管していないと回答していることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、B社は昭和62年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間②において、同社は適用事業所ではないことが確認できる上、事業主は、適用事業所となる前は、給与から厚生年金保険料を控除していなかったと回答している。

さらに、請求期間②に雇用保険の加入記録を確認できる同僚は、B社が適用事業所となる以前は給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと回答している。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。